

# 朝鮮民主主義人民共和国における黄金坪・威化島経済貿易地帯の 宣布と黄金坪・威化島経済貿易地帯法の構成体系について

朝鮮社会科学院法律研究所室長 金新鎬

金正日総書記は以下のように指摘した。

「国と国の間の経済文化的協調と交流を発展させれば、互いに足りない部分を補充し、力を合わせて早く発展することができ、政治的団結も強固にすることができます。」

完全な平等と互惠の原則の下で、外国との経済協調関係を拡大発展させていくことは、わが共和国政府が終始一貫して堅持している対外政策である。

敬愛する金正日同志は、我が国の経済発展の現実的要求と変化した国際情勢の要求に対する科学的洞察に基づいて、羅先経済貿易地帯、黄金坪・威化島経済地帯だけではなく該当する地域の特性に合わせて経済開発区を建設し、それを通じて対外経済関係を拡大・発展させることに関する賢明な方針を提示し、その実現のための事業を精力的に指導した。

最近、共和国では羅先経済貿易地帯法が全面的に修正・補充され、黄金坪・威化島経済貿易地帯法と経済開発法が新たに制定・公布された。あわせて我が国と中国政府間の諸件の協定と協議書が採択されることで、外国投資家が羅先経済貿易地帯や黄金坪・威化島経済貿易地帯、共和国の該当する地域に投資することを奨励し、彼らの合法的な権利と利益を保護し、国際経済関係発展の現実的要求に合わせて国の対外経済関係を新たな高い段階へと引き上げる確実な法的条件が整備されるようになった。

共和国において、黄金坪・威化島経済貿易地帯をも特殊経済地帯として宣布するようになったのは、同地帯が特殊経済地帯に成りうる十分な条件を備えているからである。

黄金坪・威化島経済貿易地帯は平安北道の鴨緑江下流、具体的には鴨緑江の河口付近に位置している平坦な島で構成され、東部は我が国の平安北道の龍川郡、西部は中国の丹東市に面している。黄金坪・威化島経済貿易地帯が特殊経済地帯になりうるのは、第一にこの地区の交通条件がたいへん便利だからである。黄金坪・威化島経済貿易地帯は、朝中国境と東北アジアの中心に位置している国境、河川、海洋国境沿線、川岸、沿海からなる独特な地域的な優勢を持っている。また周辺との関係を見ると、鉄道、道路、航路で中国の丹東市とつながり、その脇には建設中である新鴨緑河大橋があり、朝鮮半島とユーラシア大陸を連結する重要な通路となっている。平壤と丹東間の距離は220kmで

あり、両都市間の道路と鉄道、港は我が国と中国の経済貿易往来において重要な幹線交通となっている。

黄金坪・威化島経済貿易地帯は朝中経済貿易の主要な交通路上に位置している。朝鮮と中国との貿易は長い歴史を持ち、近年さらに発展している。現在、中国は我が国最大の貿易相手国となっている。朝中貿易貨物の半分以上が、新義州－丹東間の橋で輸送されている。現在、我が国に対する丹東市の貿易は多様化の方向へと発展しており、貿易方式における基本は辺境貿易、加工貿易、仲介貿易、物々交換である。黄金坪・威化島地区が特殊経済地帯になることができるのは、朝中両国の政府が実施する政策が黄金坪・威化島経済地帯開発に有利な条件を与えているからである。

わが共和国の政府は、近いうちに経済強国建設の戦略的目標を実現するため、経済発展を急いでおり、人民生活を向上させることを経済建設の重点として提起し、経済発展速度を加速化させている。最近、中国政府も東北工業基地振興戦略目標を提起し、遼寧省の沿海経済地帯の開発を国家戦略として提示することで、遼寧省沿海の各地域の開発および建設により有利な環境を作り上げている。

2010年5月から朝中両国の政府は、羅先経済貿易地帯と黄金坪・威化島経済地帯の開発を共同で促進することについて協議し、我が国の平安北道人民委員会と羅先市人民委員会、中国の遼寧省人民政府と吉林省人民政府の間で積極的にこの方針を受け入れ、地域発展の特殊な方式と政策を模索し、互いに協議しながら必要な措置を取っている。

黄金坪・威化島地区が特殊経済地帯となることができるのは第二に、我が国と中国の間は経済的側面で相互補完性が充分あるからである。我が国は地下資源、労力資源、森林資源、海洋資源、観光資源が豊富で、すでに埋蔵量が探査確定された鉱物だけでも数百種類に達する。その中でも黒鉛、マグネサイトの埋蔵量は世界で上位を占め、鉄鉱石とアルミニウム、亜鉛、銅、銀をはじめとする非鉄金属と石炭、石灰岩、雲母、石綿をはじめとする非金属鉱物の埋蔵量は大変豊富であることが知られている。中国・丹東市は東北地域の重要な港湾および工業都市として、道路、鉄道、港および物資流通産業の発展速度が速く、軽工業および紡織業、機械および電子工業、機械および計量器工業が発展し、食糧と食料品、各種商品が多く生産されている。

黄金坪・威化島地区が特殊経済地帯として宣布されたのは、2011年6月6日である。わが共和国政府は最高人民会議常任委員会政令第1693号で黄金坪・威化島地区を経済地帯として宣布した。わが共和国が黄金坪・威化島地区を経済地帯として宣布したことは、伝統的な中朝親善を強化し、対外経済関係を拡大発展させるためである。

決定には3つの内容が含まれている。第一に、黄金坪・威化島経済地帯を設置すること、第二に、経済地帯に朝鮮民主主義人民共和国の主権が行使されること、第三に、経済地帯開発をまず黄金坪地区から行うことである。<sup>1</sup>

朝鮮民主主義人民共和国黄金坪・威化島経済地帯法は次のような構成体系から成り立っている。同法は、2011年12月3日最高人民会議常任委員会政令第2006号で制定・公布された。同法は、総7章74条と2条の附則からなる。具体的には、第1章は経済開発区法の基本、第2章は経済地帯の開発制度、第3章は経済開発区の管理制度、第4章は企業の創設および登録、運営制度、第5章は経済活動の条件保障制度、第6章は奨励および特惠制度、第7章は申訴および紛争解決制度となっている。

第1章「経済地帯法の基本」には、同法の目的と経済地帯の地位および位置、経済地帯の開発と産業構成、投資奨励および禁止、制限部門、投資当事者、経済活動の条件保障、投資家の権益と利益保護および身の安全と人権の保障、法に基づかない拘束と逮捕の禁止、経済地帯管理運営の担当者、適用法規に関する問題が規定されている。

第2章「経済地帯の開発制度」には、経済地帯の開発原則、開発計画およびその変更、開発方法と開発企業に対する承認、土地賃貸借契約と土地賃貸期間、土地利用権と建築物の譲渡および賃貸価格、土地利用権および建築物所有権の変更とその登録、建築物・付着物の撤去と移設および開発工事の着手始点、インフラ施設および公共施設建設に関する問題が規定されている。

第3章「経済地帯の管理制度」には、経済地帯の管理原則、管理委員会の設立と地位、構成、責任者、事業内容、

企業責任者会議、予算編成と執行、事業計画と統計資料の提出、平安北道人民委員会と中央特殊経済地帯指導機関の事業内容に関する問題が規定されている。

第4章「企業の創設および登録、運営制度」には企業創設の申請および登録、企業の権利、業種と変更承認、支社・事務所の設置および登録、労力の採用と月労賃最低基準、地帯外の我が国の企業との取引、商品・サービスの価格、企業の口座<sup>2</sup>、保険加入と保険機構の設立、企業の会計、税金納入義務と企業所得税率に関する問題が規定されている。

第5章「経済活動条件保障制度」には、審議および承認手続きの簡便化、流通貨幣と決済貨幣、外貨および利潤ならびに財産の搬出入、知的財産権の保護、原産地管理、特別許可経営権、経済地帯商品の購入、契約の中止と履行、経営と関連したサービス、有価証券の取引、観光事業と屋外広告物の設置承認、建設基準と技術規範、観光便宜保障、通信手段の利用便宜保障、人員および運輸手段の出入と物資の搬出入条件保障に関する問題が規定されている。

第6章「奨励および特惠制度」には投資方法と輸出入の奨励、教育、文化、医療、体育などの便宜提供、企業所得税の免税と軽減、土地利用と関連した特惠、再投資分に該当する所得税返還、開発企業に対する特惠、特別許可対象経営者に対する特惠、経済地帯への出入、特惠関税制度と関税免除、物資の搬出入申告に関する問題が規定されている。

第7章「申訴および紛争解決制度」には、申訴とその処理、調整、仲裁、訴訟による紛争解決方法上の問題が規定されている<sup>3</sup>。

わが共和国政府は今後、黄金坪・威化島経済地帯法に依拠し、必要な細部規定と執行細則を完成して制定・公布することで、地帯に投資する外国投資家の権利と利益を保護し、国の対外経済関係を拡大・発展させるため、積極的に努めるであろう。

[朝鮮語原稿をERINAにて翻訳]

<sup>1</sup> 『労働新聞』、2011年6月7日付第1面を参照。

<sup>2</sup> 【訳者注】ここで言う「口座」とは、銀行口座のことを意味する。

<sup>3</sup> 『朝鮮民主主義人民共和国 黄金坪・威化島経済地帯法』（単行本）、法律出版社、2012年を参考